

にかほ市総合教育会議設置要綱

平成27年6月3日

にかほ市告示第56号

(設置)

第1条 市長は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第1項の規定に基づき、市長と教育委員会がその相互連携を図り、本市の教育行政の推進に資するため、にかほ市総合教育会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議の所掌事務は、法第1条の4第1項で規定する事項とする。

(構成員)

第3条 会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

(会議の招集)

第4条 会議は、市長が招集し、あらかじめ協議及び調整事項、会議開催の日時及び場所を教育委員会に通知して行う。

2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、市長に協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

(会議の議長)

第5条 市長は、会議の議長となり、議事を整理する。

(意見徴取)

第6条 市長は、会議で協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者（以下「関係者等」という。）に出席を求め、当該協議すべき事項に関して説明又は意見を聴くことができる。

2 教育委員会は、会議で協議を行うに当たって必要があると思料するときは、関係者等からの意見徴取の実施を、市長に求めることができる。

(調整結果の尊重)

第7条 構成員は、会議において調整が行われた事項の結果を尊重しなければならない。

(会議の公開)

第8条 会議は、公開する。ただし、市長が個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき、その他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(会議の傍聴)

第9条 会議の傍聴は、にかほ市教育委員会傍聴人規則（平成17年にかほ市教育委員会規則第6号）の定めるところによる。この場合において、にかほ市教育委員会教育長は市長と読み替えるものとする。

(会議録の作成)

第10条 会議録は、会議の終了後、速やかに作成し、公表するものとする。

2 第8条ただし書の規定により非公開とした部分については、前項の規定にかかわらず、公表しないことができる。

(庶務)

第11条 会議の庶務は、総務部総務課において処理する。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、市長が会議に諮ってこれを定める。

附 則

この告示は、平成27年6月3日から施行する。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)(抄)

最終改正:平成26年6月20日法律第76号

(大綱の策定等)

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。

- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。
- 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

(総合教育会議)

第1条の4 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

- (1) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
 - (2) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置
- 2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。
 - (1) 地方公共団体の長
 - (2) 教育委員会
 - 3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。
 - 4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。
 - 5 総合教育会議は、第1項の協議を行うに当たつて必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。
 - 6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。
 - 7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。
 - 8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。
 - 9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。